

八王子市教育委員会 殿

学校名 八王子市立長池小学校  
校長名 伊藤 慎敬 公印

### 令和8年度教育課程について(届)

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則により、学校教育法施行規則第138条の規定に基づく特別支援学級(知的障害)の教育課程を下記のとおりお届けします。

#### 記

## 1 教育目標

### (1) 学校の教育目標

本校の教育目標は、「社会に開かれた教育課程」の具現化をめざし、児童の実態や地域・保護者の期待、教師の願いに基づき、人権尊重や社会貢献の精神を培い児童一人ひとりの個性・能力を伸ばし、調和のとれた心身ともに健康な児童を育成し、以下の児童像を定める。

- ◎よく考え 学ぶ子(重点目標) (主体的に考え、すすんで学ぶ児童の育成)
  - ・思いやりをもち、助け合う子 (互いを尊重し協力する児童の育成)
  - ・明るく 元気な子 (心身ともに健康な児童の育成)

### (2) 特別支援学級の教育目標

学校の教育目標を受け、児童一人ひとりの発達に応じた自立をめざし次のような児童像を定める。

- ◎よく考え すすんで表現する子
  - ・友だちを思いやり仲良くする子
  - ・すすんで運動し、健康・安全に気を付ける子

### (3) 学校の教育目標を達成するための基本方針

#### ○ア 確かな学力の育成

- ①学校生活支援シート(個別の教育支援計画)及び個別指導計画を作成し、児童の実態に応じた教材・教具を工夫しながら児童一人ひとりの課題を解決するために個に応じた指導を実施する。
- ②実際の生活に関連付けた学習内容の精選と、障害の特性や発達段階に配慮しながら、共に学ぶ体験的な学習を重視し、実践的な知識及び技能を育成する。その中で1人1台の学習用端末を積極的に活用することでさらに意欲が増し、児童の学びに向かう力、人間性等の育成を図る。

#### イ 豊かな心の育成

道徳教育を中心とした全教育活動、通常学級との交流及び共同学習を通して、自己理解や他者理解を深め、互いに学び合い認め合うことで自己有用感を育む。また、友だちと仲良くするための言葉遣いや態度を考えさせていくことを通して、友だちを思いやる優しい気持ちを育てる。

#### ウ 健やかな体の育成

- ①家庭との連携の下、自ら考えて食生活が行える食育指導や日常生活の指導を行うとともに、基本的生活習慣の形成・定着を図る。
- ②日常的に運動に親しみ、基礎体力と運動能力の向上を図るとともに、心身共に健康な児童の育成を図る。

#### エ 不登校児童への支援

八王子市不登校総合対策「つながるプラン」に基づき、全ての児童が人や社会とつながり、自分が認められた存在であると実感できるよう家庭や関係諸機関との連携を強化し、一人ひとりの状況に応じた支援や環境整備の充実を図る。

#### オ いじめ防止等の取組

八王子市教育委員会いじめ総合対策を踏まえ、教職員組織、家庭、地域や関係諸機関との連携を図り、いじめ問題や児童の悩み等、いじめの未然防止・早期発見・早期解決を図る。

#### カ 特別支援教育の充実

八王子市第五次特別支援教育推進計画に基づき、全ての児童が障害の有無にかかわらず、共に学び、互いに尊重し合い、助け合い、自立できるような姿勢を育む。

#### キ 小中一貫教育のさらなる充実 【松木中学校グループ(長池小、松木小)】

- ①八王子市小中一貫教育に関する基本方針に基づき、松木中学校グループ3校が「高め合い、ともにすすんで社会・地域に貢献する児童・生徒」を育成することを共通目標とし、9年間を切れ目なくつなぐ教育活動を推進し、児童・生徒理解や学習・生活指導の充実を図る。
- ②地域運営学校として、3校合同学校運営協議会と協働して、家庭や地域との連携を強化し、地域の願いや特色を活かした教育活動のさらなる充実を図る。

## 2 指導の重点

## (1) 各教科等（外国語活動を含む）

## ア 各教科

- ①学校生活支援シートや個別指導計画を基に、教科の特性に応じた基礎学力を付ける。特に国語科、算数科、図画工作科は障害の特性と学習進度に応じた指導を効果的なグループ編成で行う。また、ティーム・ティーチングを必要に応じて設定し、有効に活用する。
- ②すべての授業において、児童の興味・関心・集中力を高められるようにICT機器を効果的に活用する。1人1台の学習用端末を活用し、個々の発達段階に応じた学習をすすめたり、協働的な学びの実現に向け、まとめや発表等のツールとして活用したりするように指導する。また、ドリル型学習コンテンツを活用し、個々の実態に応じて取り組むことで、指導の効果を高める。
- ③「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、単元や題材のまとまりを見通しながら学習活動を創意工夫し授業改善を図る。視覚化した分かりやすい教材を用いて学習を進めることにより、児童が学習の見通しがもて、自分や友達の意見を共有することで、さらに思いや考えを広げたり深めたりできる場面をつくる。教科の特性、学習内容、児童の実態等を考慮し、適切な学習形態を工夫する。

## イ 総合的な学習の時間

- ①各教科で身に付けた力を活用して、探究的な学習の充実を図る。興味ある課題について主体的に調べたり、伝えたりするツールとして、学習用端末が活用できるよう、支援する。
- ②私たちの郷土である八王子の自然環境、伝統・文化、社会生活の中から自ら学習課題を見付けるとともに、探究的な学習に主体的・協働的に取り組ませることで、SDGsの視点から地域への愛着を育み、地域の一員としてこれからの八王子を担う児童を育てる。
- ③地域や郷土への愛着を深めるために郷土学習を行い、八王子の産業や日本遺産である高尾山、松木地区浄瑠璃祭りなど身近な題材を通して、八王子への愛着を深められる学習活動を展開する。

## ウ 特別活動

- ①学級内での係や当番活動を通して、学級生活に主体的に関わり、目標をもって日常の生活をより良くしようとする態度を育成する。
- ②クラブ活動（第4・5・6学年）や委員会活動（第5・6学年）に参加し、通常の学級の児童との交流を図り、仲間意識をもたせるとともに学校全体の仕事にかかわることで自信をもたせる。
- ③学校行事や児童会活動、縦割り班活動等を通して、集団の中での行動の仕方や友だちとの接し方、楽しさを体得させる。

## エ 自立活動

- ①学校の教育活動全体を通して行う。児童の実態に応じて、集団の中で状況に応じて、ふさわしい言葉遣いや声の大きさを話すなど適切な行動の仕方を身に付けられるようにする。また、自尊心を高めながら情緒の安定を図ることに努める。
- ②交流及び共同学習や地域での校外学習等を通し、スケジュールに沿って行動したり、友達と協力したりするなど周囲の環境の中での自己の行動の調整や他者との適切な関わり方ができるようにする。

## (2) 「特別の教科 道徳」を要とする道徳教育

- ア 「思いやりをもち、助け合う子」の実現に向け、児童の実態や地域の課題、保護者や教員の願いに基づいた、より実践的な道徳教育を、教育活動全体を通して計画的に推進する。特に、「生命の尊さ」「親切・思いやり」「善悪の判断、自律、自由と責任」を重点指導項目とし、家庭・地域と一体となった心の教育を推進する。
- イ 「道徳授業地区公開講座」のテーマをより身近な児童の実態や地域社会の課題と関連付け、学校・家庭・地域の連携を深め、三者が一体となって児童の心の教育の充実を図る。
- ウ 道徳教育全体計画、年間指導計画及び別葉を基に、主たる教材である教科書、東京都道徳教育教材集の活用により多面的・多角的に深く考え、議論することを通して、児童一人ひとりが自己を見つめ、主体的に道徳実践力を身に付けられるようにする。

## (3) キャリア教育

- ア 松木中学校グループの強みを活かし、浄瑠璃祭りなどの地域との連携を中心に義務教育9年間を見通したキャリア教育を実施し、社会的・職業的自立に向けて学び、希望をもって主体的に関わる態度を育成する。
- イ 地域社会との連携や地域資源の活用を図るため、松木地区浄瑠璃祭りを中心に、松木地区の魅力や歴史について学ぶ活動を通して、これからの社会を支えていくための資質・能力の育成に努める。
- ウ 「はちおうじっ子キャリア・パスポート」を活用し、児童が自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりして自己評価を行うとともに、主体的に学びに向かう力を育み、自己実現につなげていく。また、家庭との連携を図りながら、将来の生き方や自己の成長について考える機会を設け、児童のキャリア意識の醸成を図る。さらに、児童一人ひとりの特性やニーズに応じて多様な学びの機会を提供し、その可能性を最大限に伸ばすことをめざす。
- エ 学級の係や当番活動を通して、自らの役割や責任を果たすことができるよう、将来の自立に向けて児童一人ひとりの特性を把握し、発達段階を考慮するとともに、見通しをもって指導を行う。

## (4) 生活指導

## ア 生活指導

- ① あいさつ運動や浄瑠璃祭り等、青少年対策松木地区委員会やながいけ会等の活動への参加を促し、地域及び保護者と連携し、礼儀や感謝、奉仕の心、敬愛の情等を育て、児童の健全育成を図る。
- ② 児童の願いや実態、社会の状況等に即して学校生活のきまりの改善を図る。
- ③ 『「生命（いのち）の安全教育」指導の手引き』や「八王子市教育委員会『生命（いのち）の安全教育』」を基に、児童が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための学習を全学年で各教科等の指導に位置付け、発達段階に応じて養護教諭と連携し指導する。

## イ いじめ防止等の取組

- ① いじめの未然防止・早期発見・早期対応を組織的に行うために、毎週金曜日の6時間目を「いじめ対応のための時間」とし、教職員の情報共有や対応記録作成等を行う。また、組織的な校内体制を確立するために、週1回以上「学校いじめ対策委員会」を実施する。
- ② 週1回の「いじめ対応のための時間」において、月に2～3回、「児童と向き合う時間」（長池タイム）を設定し、生活や学習に関する悩みに対応する時間とすることで、児童が相談できる大人として教員が関わり、いじめ総合対策の一つとする。
- ③ ふれあい月間の取組では、児童アンケートを活用しながら、よりよい児童の関わり合いを促す。また、いじめ防止の児童の主体的な取組として、代表委員会主催のふれあい集会を設定し、スローガン作成を通して、いじめの未然防止に取り組む。

## ウ 不登校児童への支援等

- ① 登校支援コーディネーターを核とし、「個票システム」の活用により不登校傾向の児童の実態を早期把握し、児童に寄り添い、学校が居心地の良い場所となるように毎週情報共有や対応策の検討の機会を設ける。また、登校支援コーディネーターを中心としたスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制を充実させる。そして、適応指導教室等の外部機関と密に連携し、不登校児童を多様な学びの場へとつなぐとともに、社会的自立を支援する。
- ② 学習用端末のWEB会議システムを活用した面談や学習サポート、別室や放課後を活用した登校支援など、保護者との連携のもと、不登校児童の支援ニーズを把握し一人ひとりの状況に応じた支援を充実させる。

## (5) 学力保障の取組（はちおうじっ子ミニマム）

社会生活を営む上で最低限身に付けるべき基礎的・基本的な学習内容の確実な定着に向け、「はちおうじっ子ミニマム」を活用し、夏季休業期間中に「夏休み学習会（補習教室）」を実施し、児童の学力向上を図る。また、長期休業期間中や休業日には、学習用端末を持ち帰り、家庭と連携し、個に応じた学習コンテンツに取り組み、一人ひとりの学力の基礎・基本の定着と向上を図る。

## (6) 特色ある教育活動

## ア 通常の学級、関係機関との連携

- ① 学校・学年行事、給食、たてわり班活動、あいさつ運動など、児童一人ひとりの児童の実態に応じて、通常の学級との交流及び共同学習をすすめ、社会生活への適応力や適切な対人関係のづくり方を身に付けさせる。それぞれの学年及び全教職員の共通理解のもと連携を図りながら計画的に実施する。
- ② 都立特別支援学校と連携し、進路指導における情報共有や、教材教具・授業等の指導助言、副籍等の研修会を通して、特別支援教育の理解を深め充実した支援につなげる。
- ③ 学校生活支援シート(個別の教育支援計画)や個別指導計画に基づいて、組織的かつ計画的に指導を行うとともに、日々の連絡帳のやり取りや個人面談を通して家庭との連携を図る。
- ④ 別所中学校・別所小学校等近隣校との交流、連携を計画的にすすめ社会性の向上を図る。児童の発達や障害に応じて適切な進路選択ができるよう保護者や関連諸機関と連携し進路相談を行う。

## イ 義務教育9年間を見通した小中一貫教育の取組

- (取組1) 松木小、長池小の第6学年と松木中学校第3学年が10月に交流会、2月に新入生児童説明会を行う。いじめ防止「はちおうじっ子サミット」に向けて、児童会・生徒会が交流する。小学校の行事等に生徒がボランティアとして参加する。また、第2学年生徒が両小学校で職場体験を行う。
- (取組2) 小中一貫教育の日を中心に、学力定着プロジェクトチームによる学力定着度調査等の結果分析と授業改善の取組内容を共有し、義務教育9年間を通して連続した指導を行う。切れ目ない学習指導のために、中学校へ進学する児童の学習状況の引継ぎを確実にを行う。
- (取組3) 学期ごとに指導内容を重点化して児童・生徒の実態を把握する。また、小中一貫教育の日を中心に担任等が情報を共有し、共通理解と共通取組の検討を行う。
- (取組4) 3校合同学校運営協議会主催の「浄瑠璃祭り」実行委員、保護者組織「ながいけ会」と連携し、児童が自ら参加する場を設け、成長する機会をつくる。また、青少年対策松木地区委員会等、地域と連携したあいさつ運動や、松木中学校区で連携した漢検などを実施する。

## ウ その他

- ① 「八王子市版情報活用能力系統表」を活用し、義務教育9年間を見通したICT機器活用の資質・能力の育成を図る。
- ② 近隣の保育園・幼稚園との保・幼・小連携の日を通じて情報共有を図り、児童の発達や学びの連続性を踏まえた『保・幼・小の架け橋期カリキュラム』を活用し、円滑な小学校進学を図る。
- ③ 青少年対策松木地区委員会主催の標語コンクールや地域活動に取り組む様子等を、キャリア・パスポートや通知表を通して学校と家庭で共有しながら適切に見取り、価値付ける。

3 授業日数及び授業時数の配当

(1) 年間授業日数配当表

学年	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
1		17	18	22	13	3	19	21	19	19	16	17	17	201
2		18	18	22	13	3	19	21	19	19	16	17	17	202
3		18	18	22	13	3	19	21	19	19	16	17	17	202
4		18	18	22	13	3	19	21	19	19	16	17	17	202
5		18	18	22	13	3	19	21	19	19	16	17	18	203
6		18	18	22	13	3	19	21	19	19	16	17	17	202
備考		*第1学年は、4月の始業式は参加しないため1日減。 *開校記念日 6月9日(火)は授業日とする。 *夏季休業日 7月21日(月)から8月26日(水)までとする。 *都民の日 10月1日(木)を授業日とする。 *第1学年から第4学年は、卒業式に参加しないため、1日減。 *第6学年は、修了式に参加しないため1日減。												

(2) 各教科、特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動、各教科等を合わせた指導の年間授業時数配当表

ア 各教科(1単位時間は、45分とする。)

教科名		学年					
		1	2	3	4	5	6
各教科	国語	0	0	0	0	0	0
	社会			0	0	0	0
	算数	0	0	0	0	0	0
	理科			0	0	0	0
	生活	0	0				
	音楽	0	0	0	0	0	0
	図画工作	0	0	0	0	0	0
	家庭					0	0
	体育	0	0	0	0	0	0
	外国語					0	0
知的障害者である児童に対する特別支援学校の各教科	生活	0	0	0	0	0	0
	国語	200	210	210	210	210	210
	算数	135	145	145	145	145	145
	音楽	102	105	105	105	110	110
	図画工作	70	72	72	72	72	72
	体育	100	105	105	105	100	100
	小計	607	637	637	637	637	637

イ 特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動

領域	内容	学年	1	2	3	4	5	6
特別の教科 道徳	友だちとの関わり方など日常の学校生活の題材から道徳的心情、実践力を養う。生命の尊さを知り、生命あるものを大切に思う心情を養う。		34	35	35	35	35	35
外国語活動	英語による挨拶や簡単な会話を取り上げ、意欲的にコミュニケーションをとろうとする素地を養う。				35	35	35	35
総合的な学習の時間	八王子への愛着を深める学習を行う。通常学級や近隣の中学校との交流学习を行い、人間関係を広げ深める。				45	45	45	45
特別活動	学級/自分の目標、係の仕事、楽しく安全な生活、健康な生活等について話し合いをし、協力し認め合いながら実践する力を養う。		34	35	35	35	35	35
自立活動	心理的な安定・人間関係の形成・環境把握・コミュニケーション（各教科を合わせた指導の中で行う。）		0	0	0	0	0	0
小計			68	70	150	150	150	150

ウ 各教科等を合わせた指導

指導の形態	内容	学年	1	2	3	4	5	6
日常生活の指導	基本的な生活習慣、整理整頓、清掃・当番・係活動 きまり 予定確認、通学指導等		48	45	35	35	35	35
遊びの指導			0	0				
生活単元学習	季節の行事・風習、自然・体験学習、調理学習、理科・社会的学習		127	158	158	193	193	193
小計			175	203	193	228	228	228

エ 年間総授業時数（ア+イ+ウ）

学 年	1	2	3	4	5	6
年 間 総 授 業 時 数	850	910	980	1015	1015	1015
備 考	(ア) 1単位時間 1単位時間を45分とする。 クラブ活動においては、1単位時間を60分とし、11回実施する。 (イ) 特別活動（児童会集会活動、クラブ活動、委員会活動） 第4学年以上はクラブ活動、第5学年以上は委員会活動に参加する。 (ウ) その他 ・自立活動は、教育活動全般の中で実施する。 ・委員会、クラブ活動を行わない火曜日の6時間目を授業とする。 増加時数・・・第4学年から第6学年 10時間 ・第6学年は、7月12日（日）、7月14日（火）移動教室のため、6時間目を授業とする。 ・第6学年は、9月29日（火）社会科見学のため、6時間目を授業とする。 ・第1学年は、10月1日（木）低学年合同遠足のため、6時間目を授業とする。 ・第5学年は、10月2日（金）移動教室のため、6時間目を授業とする。 ・第3学年は、1月19日（火）クラブ見学のため、6時間目を授業とする。 ・第5学年は、2月16日（火）作品展片付けのため、6時間目を授業とする。 ・第5学年、第6学年は、3月19日（金）卒業式予行練習のため、6時間目を授業とする。 ・第3、4、5、6学年は、授業時数の確保に関する手だてとして、「短い時間を活用した教科等指導」を実施する。国語と算数を行い、月、火、木、金曜日に朝の帯タイム（8：25から8：40まで）を活用し、通年実施する。（第3学年は、木曜日のみ実施） ・夏季休業期間中に復習問題を中心とした「夏休み学習会」を全3回、各1時間実施する。					